

随意契約理由

令和5年(2023年)6月7日

契約担当課名	魅力文化創造課
発注担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「0さいからのコンサート」演奏等業務委託
契約内容	未就学児とその保護者を対象にしたクラシックコンサート
契約締結日	令和5年6月7日
及び契約期間	令和5年6月7日から令和5年7月30日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	公益財団法人日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町1-1 きたしん豊中ビル6階)
契約金額	2,648,800円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>「0さいからのコンサート」事業は、通常のコ​​ンサ​​ートに参加することが困難な子育て中の保護者に質の高い音楽鑑賞の機会を設けるとともに、子どもたちが音楽に触れ、興味を持つきっかけとすることを目的とした事業である。受託者には、高い演奏技術と子どもたちの興味を引き出す演出・構成能力が求められる。</p> <p>公益財団法人日本センチュリー交響楽団は、本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラであり、高度な演奏技術を有し、子ども向けの音楽イベントも多数実施しており、実績・経験とともに豊富である。同事業にかかる演奏等を受託し得る事業者は同楽団に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。</p>